

総 行 マ 第 68 号
令和 5 年 5 月 1 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公 印 省 略)

マイナンバーカードのカードケースの仕様変更等について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在配布を行っているマイナンバーカードのカードケースについては、マイナンバーや性別、臓器提供意思表示欄を一見して見えなくするようマスキングをしていますが、仮にマイナンバーを他人に知られたとしても、その利用には厳格な本人確認が求められ悪用は困難であることや、マスキングがマイナンバーへの誤解や不安を招くおそれがあるとの声を踏まえ、下記のとおり、今後は、マイナンバーのマスキングを行わないカードケースに変更することとしましたのでお知らせします。

また、カードケースについては、「個人番号カードの交付等事務の適正かつ円滑な実施について（通知）」（平成27年12月25日付け総行住第207号）において、マイナンバーカードの交付の際、併せて配布することとしていましたが、今後は、マイナンバーカードの交付を受けた者自身で自由にお持ちいただけるよう、窓口に設置する等、配布方法を見直していただいて差し支えありません。

都道府県におかれましては、以上について、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。